緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人ら(父、母、成人の子)について、申立人子が精神疾患(障害者手帳2級)により通院や服薬治療を要する状態であったことから、同人及び主たる介護者である申立人父に対し、中間指針第五次追補で定められた目安額を踏まえて、日常生活阻害慰謝料の増額としてそれぞれ月額3万円の増額(ただし、既払金を控除した額)が認められるなどしたことに加え、原発事故の影響で近隣の病院が閉鎖され、新しい病院が見つかるまでの期間の負担が特に大きかったことから、申立人らに対し、それぞれ精神的損害が一時金として認められた事例。

# 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下,「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3(以下,「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下,「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 第2 和解金額

被申立人は、別紙の損害項目及び期間に対する和解金として、別紙記載の 和解金額合計金331万円の支払義務のあることを認める。

# 第3 支払方法

(省略)

#### 第4 確認条項

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(別紙記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年7月3日

(仲介委員 山下 純司)

令和〇年(東)第〇号 別紙

# 申立人 X1

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
日常生活阻害慰謝料(増額分)	X 3 <b>の介護者</b>	540,000	H23.3.11~H24.8.31
精神的損害(一時金)		100,000	H23.3.11~H23.4.25
合計		1,340,000	

## 申立人 X2

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
精神的損害(一時金)		100,000	H23.3.11~H23.4.25
合計		800,000	

## 申立人 X3

損害項目	内訳等	金額	期間
生活基盤変容慰謝料	第五次追補第2の2	500,000	
自主的避難にかかる損害	第五次追補第3	200,000	H23.4.23~H23.12.31
日常生活阻害慰謝料(増額分)	身体または精神の障害 (月額3万円:合計54万円 から既払金27万円を控除し た残額)	270,000	H23.3.11~H24.8.31
精神的損害(一時金)		200,000	H23.3.11~H23.4.25
合計		1,170,000	

和解金額合計	3,310,000
--------	-----------